

認定農業者になるには

「認定農業者制度」は、農業者が市町村の基本構想に示された農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする計画を市町村等が認定し、認定を受けた農業者に対して支援措置を講じようとする制度です。

認定農業者制度

○認定を受けるには

認定を受けようとする場合は、次のような内容を記載した「農業経営改善計画」を市町村等に提出する必要があります。

- (1) 経営規模の拡大に関する目標（作付面積、飼養頭数、作業受託面積）
- (2) 生産方式の合理化の目標（機械・施設の導入、ほ場連担化、新技術の導入等）
- (3) 経営管理の合理化の目標（複式簿記での記帳等）
- (4) 農業従事の様態等に関する改善の目標（休日制の導入等）

○複数市町村で営農を行う場合

複数市町村で農業を営む農業者が経営改善計画の認定を申請する場合は、営農区域に応じて宮城県又は国が農業経営改善計画の認定を一括で行います。

農業経営を営む区域		認定権者
単一市町村の区域内		市町村長
複数市町村にまたがる	宮城県内	宮城県知事
	複数都道府県にまたがる	
	単一地方農政局の管内	地方農政局長
	複数の地方農政局の管区にまたがる	農林水産大臣 (申請は管轄する農政局等)

○主な支援措置

- (1) 経営所得安定対策（畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）、米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策））
- (2) 融資（スーパーL資金、農業近代化資金）
- (3) 税制（農業経営基盤強化準備金制度）
- (4) 農業者年金の保険料支援
- (5) 農地転用手続きのワンストップ化

※詳細については、農業振興課ホームページ

(<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/nosin/nintei-18-12.html>) をご覧いただくか、下記にお問い合わせください。

お問い合わせ・相談窓口

- ・宮城県農政部農業振興課経営構造対策班 e-mail: nosinkt@pref.miyagi.lg.jp
〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1 宮城県庁10階 電話: 022-211-2835
- ・各地方振興事務所(地域事務所) 農業振興部 (「11 相談窓口」を参照)